

# 下田市事業者応援金

## 申請要領

### 下田市事業者応援金とは

新型コロナウイルス感染症の緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業、時短営業及び酒類提供停止要請や外出自粛等の影響を受けている事業者の事業継続を支援することを目的として交付する応援金です。

### 目次

交付対象	1
対象事業者	1
交付対象となり得る事業者の例	2
不交付要件	3
応援金の交付額	3
交付申請受付期間	3
受付方法	3
その他・特記事項	4
提出書類一覧	5

### お問合せ先

下田市 産業振興課 地域経済促進係

〒415-8501 静岡県下田市東本郷一丁目5番18号

TEL : 0 5 5 8 - 2 2 - 3 9 1 4

下田市事業者応援金ホームページ

<https://www.city.shimoda.shizuoka.jp/category/060100syoukougyou/149400.html>



## 交付対象

応援金の交付を受けるためには、①から⑤の要件をすべて満たす必要があります。

- ① 飲食店の休業、時短営業や外出自粛等の影響を受けた事業者
- ② 市内に事業所等を有し、令和3年9月27日時点で事業を営んでおり、今後も事業を継続する意思があること。
- ③ 事業収入（売上）があり、法人税、所得税の確定申告を行っていること。
- ④ 令和元年又は令和2年7月若しくは8月のいずれか一月の事業収入が10万円以上であること。
- ⑤ 令和3年7月又は8月のいずれか一月の事業収入が、令和元年又は令和2年の同月と比べて減少していること。

### 【④⑤の特例】

令和2年9月以降に新規開業・法人設立した事業者にあつては、令和3年7月又は8月の事業収入が10万円以上であること。また、⑤の要件は不要です。

## 対象事業者

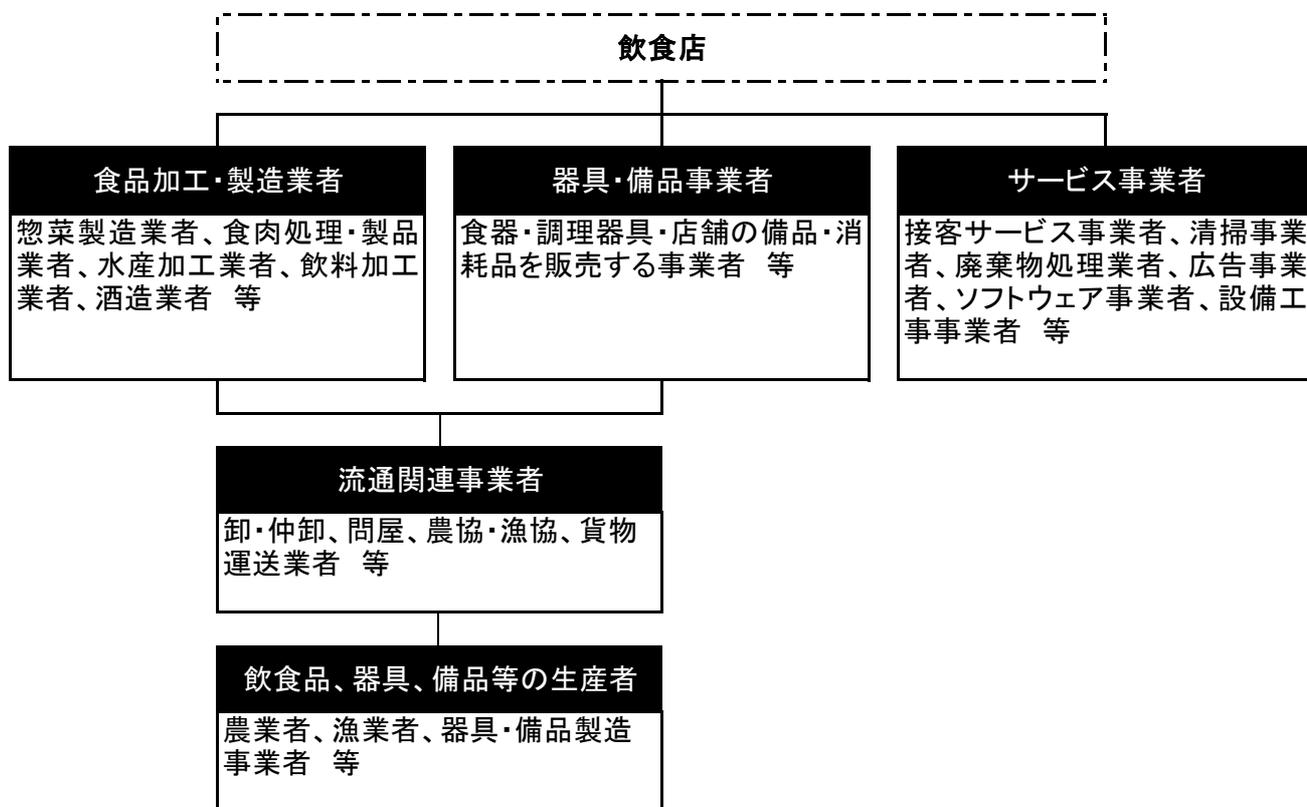
交付対象の要件①に該当する事業は以下のとおりです。

区分	対象事業者	対象業種
①	飲食店と直接・間接的に取引のある事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>・食品加工、製造事業者</li><li>・店舗の備品、消耗品等を販売する事業者</li><li>・広告事業者</li><li>・清掃事業者</li><li>・廃棄物処理業者</li><li>・流通関連事業者</li><li>・飲食品、器具、備品等の生産者</li><li>・その他飲食店と継続して取引のある事業者</li></ul>
②	外出自粛等の影響を受けた事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>・宿泊事業者</li><li>・飲食業事業者</li><li>・観光施設、観光レジャー事業者</li><li>・旅客運送事業者</li><li>・その他旅行関連事業者</li><li>・文化、娯楽サービス事業者</li><li>・小売事業者</li><li>・教育学習支援事業者</li><li>・対人サービス事業者</li><li>・運転代行事業者</li><li>・その他対面で商品、サービスを提供する事業者</li><li>・上記事業者へ商品、サービスの提供を継続して行う事業者</li></ul>
③	①②いずれにも該当しないが、新型コロナウイルス感染症の緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響を受けた事業者	

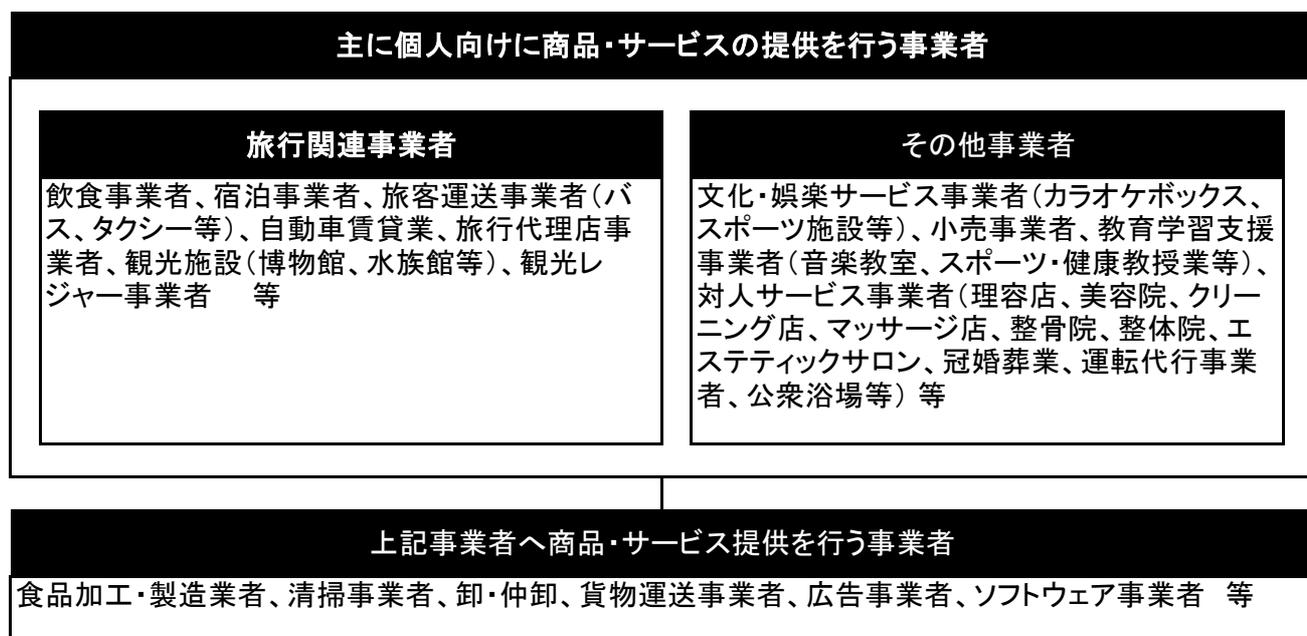
P2に交付対象となり得る事業者の例を記載しておりますので、ご覧下さい。

## 交付対象となり得る事業者の例

### ① 飲食店と直接・間接的に取引のある事業者



### ② 外出自粛等の影響を受けた事業者



### ③ ①②いずれにも該当しないが、新型コロナウイルス感染症の緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響を受けた事業者

## 不交付要件

交付対象の要件を満たした場合でも、①から④に該当する事業者は、交付対象外となります。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は当該特殊営業に係る接客業務受託営業を行う事業者
- ② 宗教上の組織又は団体若しくは政治団体
- ③ 下田市暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員等又は暴力団員密接関係者
- ④ その他市長が適当でないと認める者

## 応援金の交付額

区分	対象事業者	交付額
①	飲食店と直接・間接的に取引のある事業者	10万円/ 1事業者
②	外出自粛等の影響を受けた事業者	10万円/ 1事業者
③	①②いずれにも該当しないが、新型コロナウイルス感染症の緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響を受けた事業者	5万円/ 1事業者

## 交付申請受付期間

令和3年9月27日（月）から令和3年10月29日（金）まで  
※申請受付期間の消印有効

## 受付方法

### 【申請書類の提出】

申請書類の提出方法は、感染拡大防止の観点から、郵送での申請をお願いします。  
申請書類を以下の宛先に郵送してください。

**（宛先）〒415-8501 下田市東本郷1-5-18**  
**下田市産業振興課 地域経済促進係 宛て**

※切手を貼付の上、裏面に差出人の住所及び氏名を必ずご記入ください。

注) 書類審査の過程で、書類等の再提出（追加提出）や確認のための連絡をすることがあります。

## 【申請書類】

**P5に記載した申請書類を提出してください。**申請書類の返却はいたしません。なお、全ての添付書類を揃えて申請するようお願いいたします。添付書類が申請受付期間中に揃わなかった場合、申請書を受付することはできませんのでご注意ください。

## 【交付の決定及び確定】

申請書類を受理した後、審査の上、適正と認められたときは、市より「下田市事業者応援金交付決定通知書兼交付確定通知書」を事業者に送付し、応援金を事業者の指定口座に振込みます。審査の結果、応援金を交付しないと決定したときは、後日、不交付に関する通知を送付します。

## 【交付の時期】

応援金の交付開始は令和3年10月上旬以降を予定しています。

## 【応援金の申請に必要な書類等の入手方法】

### ① 市ホームページ「下田市事業者応援金」ページからダウンロード

(URL)

<https://www.city.shimoda.shizuoka.jp/category/060100syoukougyou/149400.html>

### ② 下田市役所産業振興課窓口

## その他・特記事項

- ・応援金の交付決定後に、申請要件に該当しない事実や虚偽、不正が発覚した場合は、応援金の交付決定を取り消し、応援金を返還していただきます。
- ・本申請要項に定めのない事項については、下田市ホームページに「よくある問合せ（Q&A）」を掲載しています。申請にあたっては、必ずご確認ください。
- ・本応援金は、下田市独自の経済対策事業となります。静岡県への問合せはできませんのでご承知おきください。

## 下田市事業者応援金 提出書類一覧

※以下の書類を提出ください。

<p><input type="checkbox"/> <b>1 下田市事業者応援金交付申請書兼請求書（様式第1号）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全てペン又はボールペン（黒・青色）で記載してください。</li> </ul>
<p><input type="checkbox"/> <b>2 誓約書（様式第2号）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内容を確認のうえ、代表者名に自著ください（法人の場合は押印のこと）</li> </ul>
<p><input type="checkbox"/> <b>3 営業活動を行っていることがわかる書類</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>法人・個人ともに直近の確定申告書の控え（収受印又は電子申告の受信通知書のあるもの）</u>              法人：「確定申告書 別表一」写し              個人：「確定申告書 B 第一表」写し又は市県民税・県民税申告の写し              （個人事業主で確定申告義務のない方は、住民税申告書の控え）</li> <li>・確定申告書等に収受印又は電子申告の受信通知がない場合              確定申告書等の控えと、直近の月末締め帳簿など営業実態がわかるもの</li> <li>・新規開業や設立後決算期や申告時期を迎えていない場合              開業届出書の控え（個人）、法人設立届出書の控え（法人）</li> </ul>
<p><input type="checkbox"/> <b>4 令和元年又は令和2年の7月若しくは8月の何れか一月の事業収入が10万円以上であることがわかる書類（写し）</b> ※下記の書類のいずれか一つ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>法人：「法人事業概況説明書（控用）」両面写し又は、「売上台帳（帳簿等）」「月次損益計算書」等の当該月の事業収入がわかる書類</li> <li>個人：「所得税青色申告決算書 B（控え）」両面写し              又は、「売上台帳（帳簿等）」「月次損益計算書」等当該月の事業収入がわかる書類</li> </ul> <p>※令和2年8月以降に新規開業・法人設立した事業者は、上記の書類が存在しないため添付は不要です。</p>
<p><input type="checkbox"/> <b>5 令和3年7月又は8月のいずれか一月の事業収入が、令和元年若しくは令和2年の同月と比べ減少していることがわかる書類（写し）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年7月又は8月の売上台帳（帳簿等）の写し</li> </ul>
<p><input type="checkbox"/> <b>6 業種がわかる書類</b> ※下記の書類のいずれか一つ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・営業許可証等のコピー（例：食品衛生法関連営業許可証、旅館業営業許可証など）</li> <li>・各種免状・認定証のコピー（例：理容師免許、自動車運転代行認定証など）</li> <li>・許可や免状がない業種については、以下の書類              販売品目を示した広告、業務内容を示すちらし・パンフレット、店舗の営業状況を示す写真（直近の撮影であること）</li> <li>・令和3年7月又は8月に月次支援金の給付を受けている場合は、交付決定はがきの写し</li> </ul>
<p><input type="checkbox"/> <b>7 振込先口座がわかる通帳等の写し</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・振込口座は申請者ご本人の口座（法人の場合は当該法人の口座）に限ります。</li> </ul>

※令和3年7月又は8月に月次支援金の給付を受けている場合は、4・5の書類を省略できます。